| | |
|---|---|
| 特別控除）の規定 | |
| 同法第四十二条の十三第一項後段 | 特別控除）又は平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第二項若しくは第三項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十七条の二第二項若しくは第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、同法第十七条の二の二第二項若しくは第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、同法第十七条の三（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）、同法第十七条の三の二（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）若しくは同法第十七条の三の三（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定 |
| | 平成二十四年改正法附則第二十三条第二項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第四十二条の十三第一項後段 |

4　施行日から福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第十七条の二から第十七条の三の三まで」とあるのは「第十七条の二から第十七条の三の二まで」と、「、第十七条の二の二第二項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第十七条の二の三（避難解除区域等」とあるのは「、第十七条の二の二（避難解除区域」と、「、第十七条の三の二第四項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）及び第十七条の三の三第二項（避難解除区域等」とあるのは「及び第十七条の三の二第二項（避難解除区域」と、同項の表中「第十七条の二の二第二項若しくは第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、同法第十七条の二の三第二項若しくは第三項（避難解除区域等」とあるのは「第十七条の二の二（避難解除区域」と、「、同法第十七条の三の二（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）若しくは同法第十七条の三の三（避難解除区域等」とあるのは「若しくは同法第十七条の三の二（避難解除区域」とする。

（控除限度額の計算に関する経過措置）

**第九条**　新令第百四十二条第一項（控除限度額の計算）の規定は、内国法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、改正法附則第六十三条（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する改正法第八条の規定による改正後の租税特別措置法第四十二条の四（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合における新令第百四十二条第一項の規定の適用については、同項中「試験研究費の額に係る法人税額」とあるのは、「試験研究費の額に係る法人税額」（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三条（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、租税特別措置法」とする。

（一般寄附金の連結損金算入限度額に関する経過措置）

**第十条**　新令第百五十五条の十三第二項（一般寄附金の連結損金算入限度額）の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（連結留保金額から控除する金額等に関する経過措置）

**第十一条**　新令第百五十五条の二十三第二項（連結留保金額から控除する金額等）の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額に関する経過措置）

**第十二条**　新令第百五十五条の二十五（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の規定は、連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、改正法附則第七十五条（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）、租税特別措置法」とする。

2　平成二十四年改正法附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第六十八条の十四（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける連結法人に係る新令第百五十五条の二十五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第一号 | 特別控除）若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号。以下この号において「平成二十四年改正法」という。）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項若しくは第三項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除） |
|---|---|